

4. 騒音及び振動規制法による**特定建設作業届出対象作業**

騒音	振動
くい打機 くい抜機 又は くい打 くい抜機 を使用する作業	
びょう打機を使用する作業	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
さく岩機 を使用する作業	舗装版破砕機 を使用する作業
空気圧縮機 を使用する作業	ブレーカー を使用する作業
コンクリートプラント 又は アスファルトプラント を設けて行う作業	
バックホウ (原動機の定格出力が 80KW 以上のもの) トラクターショベル (原動機の定格出力が 70KW 以上のもの) ブルドーザー (原動機の定格出力が 40KW 以上のもの) を使用する作業で、 <u>一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないもの</u> として環境大臣が <u>指定するものを除く。</u>	

(注意)

(1) 表中**太字の作業**については、それぞれ**届出対象規格**がありますので、「1. 特定建設作業とは」を参照してください。

(2) 騒音・振動の規制値は、それぞれの法により、作業時間及び用途地域ごとに定められています。「2. 規制基準」「3. 規制区域」を参照してください。

(3) **作業開始 7 日前**までに届出てください。

(4) 提出先 千曲市役所 環境課 環境保全係 (内線 2 2 0 1)

現場での通常作業において当該機械から 10m 離れた地点における騒音が、80 デシベルを超えないもの

低騒音型建設機械として指定されたもの。
シールが添付されている。

問い合わせ先 千曲市役所 環境課 環境保全係

0 2 6 - 2 7 3 - 1 1 1 1 (内線 2 2 0 1)